

(様式2)

香川県広域水道企業団契約規程第49条第2号に基づく随意契約の締結前情報

事務所名・課名	広域送水管理センター 総務用地課
件名	浄水場場内等整備業務 ※以下の①～⑥の6つの業務について、個別に契約する。
契約内容①	<b>事務所所内整備業務</b> 業務場所 広域送水管理センター事務所（坂出市府中町 1265-1） 業務内容 屋内清掃等（延床面積 2,525 m <sup>2</sup> ） 掃き掃除、モップ掛け、トイレ掃除、ゴミの収集など 業務回数 年間 200 回 支払条件 毎月払
契約内容②	<b>西部浄水場場内整備業務</b> 業務場所 西部浄水場（三豊市高瀬町佐股 2366） 業務内容 屋内清掃等（延床面積 1,089 m <sup>2</sup> ） 掃き掃除、モップ掛け、トイレ掃除、ゴミの収集など 業務回数 年間 200 回 支払条件 毎月払
契約内容③	<b>中部浄水場場内整備業務</b> 業務場所 中部浄水場（仲多度郡琴平町下櫛梨 111-1） 業務内容 屋内清掃等（延床面積 1,850 m <sup>2</sup> ） 掃き掃除、モップ掛け、トイレ掃除、ゴミの収集など 業務回数 年間 200 回 支払条件 毎月払
契約内容④	<b>綾川浄水場場内整備業務</b> 業務場所 綾川浄水場（坂出市府中町 1260） 業務内容 屋内清掃等（延床面積 1,125 m <sup>2</sup> ） 掃き掃除、モップ掛け、トイレ掃除、ゴミの収集など 業務回数 年間 200 回 支払条件 毎月払
契約内容⑤	<b>東部浄水場場内整備業務</b> 業務場所 東部浄水場（高松市岡本町 631-10） 業務内容 屋内清掃等（延床面積 1,062 m <sup>2</sup> ） 掃き掃除、モップ掛け、トイレ掃除、ゴミの収集など 業務回数 年間 200 回 支払条件 毎月払

<p>契約内容⑥</p>	<p><b>府中湖公衆トイレ等整備業務</b></p> <p>業務場所 府中湖公衆トイレ、府中ダム本堤・副堤及び桜広場 (坂出市府中町 1282-11)</p> <p>業務内容 公衆トイレの清掃、ダム本堤・副堤及び桜広場の見回りなど</p> <p>業務回数 年間 154 回 (原則、月曜日、水曜日及び金曜日)</p> <p>支払条件 毎月払</p>
<p>契約予定日</p>	<p>令和 8 年 4 月 1 日</p>
<p>納期又は履行期間</p>	<p>令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日</p>
<p>契約の相手方の選定基準及び決定方法</p>	<p>選定基準 香川県広域水道企業団契約規程第 48 条第 9 号イに定めるものであって、県内に所在し、かつ上記契約内容が実施可能である者。</p> <p>決定方法 見積書と比較し、予定価格の範囲内で最低価格を提示した事業者と契約する。見積書の提出が 1 者のみであった場合は、予定価格の範囲内であるか確認のうえ契約する。</p>
<p>契約の申込み方法 (見積書受付期間、 見積書受付場所等)</p>	<p>受付期間 令和 8 年 3 月 2 日 (月) 午前 9 時から 令和 8 年 3 月 17 日 (火) 午後 4 時まで</p> <p>提出方法 持参又は郵送 (郵送の場合は、令和 8 年 3 月 17 日 (火) 必着とする。)</p> <p>受付場所 〒762-0024 坂出市府中町 1265-1 香川県広域水道企業団 広域送水管理センター 総務用地課</p>